

令和7年第5回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第12号	専決処分した事件の承認について（令和7年度上越市一般会計補正予算（専第4号）	総務課	1
議案第115号	職員の旅費に関する条例の一部改正について		2~19
議案第116号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		
議案第117号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	人事課	20~23
議案第118号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について		
議案第119号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について		24~49
議案第152号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	総務課	50

総務部

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	報告第12号
提出課	総務課

歳出科目 (P172～P173)	2款1項32目	定額減税補足給付費
------------------	---------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
定額減税補足給付金事業	602,508	77,365	679,873

主な補正財源	主な経費
国庫支出金 77,365	需用費 175 役務費 2,110

【補正理由】

定額減税補足給付金の対象者の一部において、給付額の支払い不足が生じたことから、国の交付金を活用し追加給付を行うため、補正予算を専決処分したもの（10月8日専決）

【補正内容】

(歳入)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	602,508	77,365	679,873

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	5,011	0	5,011
職員手当等	時間外勤務手当	4,050	0	4,050
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金、雇用保険料	384	0	384
旅費	会計年度任用職員費用弁償	179	0	179
需用費	消耗品費、印刷製本費	622	175	797
役務費	通信運搬費、手数料	7,192	2,110	9,302
負担金補助及び交付金	定額減税補足給付金（不足額給付）	585,070	75,080	660,150
合計		602,508	77,365	679,873

- ・対象納税義務者数（見込み）：20,982人（8月12日専決時点から1,582人の増）
 - ・給付金額（見込み）：660,150千円（8月12日専決時点から75,080千円の増）
 - ・申請期限：令和7年11月30日（10月31日としていた申請期限を11月30日まで延長）
- ※振込終了は12月下旬を予定している。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第115号
提出課	人事課

職員の旅費に関する条例の一部改正について

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の計算方法を改めるほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法である場合に、職員の自宅等を出発地とした旅行を可能とする規定を加える。（第2条関係）
- (2) 旅行業者等を通じて旅行の手配を行った場合に、旅行業者等に対し、直接、旅費に代えて旅費に相当する額を支払うことができるよう規定を整備する。（第2条、第3条関係）
- (3) 旅費の種目を改める。（第6条関係）
- (4) 旅費の種目の内容を改める。（第9条—第18条関係）

《参考》 各種目における主な改正内容

- ・旅費の計算方法及び支給額は、定額支給から実費支給を原則とするよう改める。

改 正 案		改 正 前	
種目	計算方法・支給額	種目	計算方法・支給額
宿泊費	地域別に定める上限額の範囲内で宿泊に要する費用(実費) (一般職：東京都 19,000 円以内)	宿泊料	1夜当たり定額 (一般職：10,900 円)
宿泊手当	1夜当たり定額(2,400 円) (宿泊に必要な諸雑費)		
鉄道賃他	移動に要する費用(実費)	旅行雑費 (現地移動費)	1日当たり定額 (一般職：1,100 円)
その他の交通費	移動に要する費用(実費)	車賃 (バス料金等)	移動に要する費用(実費)

3 施行期日

令和8年4月1日

4 職員の旅費に関する条例改正案新旧対照表

(1) 職員の旅費に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(用語の意義) 第2条 略 (1)及び(2) 略 (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤 庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は	(用語の意義) 第2条 略 (1)及び(2) 略 (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤 庁

改 正 案	改 正 前
<p>旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員_____又はその遺族が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 家族 職員の配偶者<u>(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にする</u>ものをいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したもの</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>_____を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員<u>若しくはその扶養親族</u>又はその遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者_____、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持している</u>ものをいう。</p> <p>(7) 略</p>
<p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合</p>	<p>2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいう。ただし、「在勤地」という場合には、市内又は在勤庁から10キロメートル以内の地域をいうものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p>	<p><u>発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、規則の定めるところにより、その者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</u></p>
<p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>天災その他規則で定める事情</u>により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>	<p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関の事故</u>により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>
<p>8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p>	
<p>(追加)</p>	
<p>(旅行命令等)</p>	
<p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</p>	<p>第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によつて行わなければならない。</p>
<p>(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令 (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</p>	
<p>2 旅行命令権者は、電信、電話及び郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、<u>旅行命令等</u>を発することができる。</p>	<p>2 旅行命令権者は、電信、電話及び郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、<u>旅行命令</u>を発することができる。</p>
<p>3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等</u>の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更を</u>することができる。</p>	<p>3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令</u>を変更（取消しを含む。）以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更</u>することができる。</p>

改 正 案	改 正 前
4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼に相当する資料（以下この条において「旅行命令票等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。	4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令票に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令票に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる。
5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をしなければならない。	5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令票に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
6 旅行命令票等の記載事項又は記録事項及び様式は、規則で定める。 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	6 旅行命令票の記載事項及び様式は、規則で定める。 (旅行命令に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種目)	3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類)
第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。	第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。
	2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
	3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ

改 正 案	改 正 前
	<p><u>旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、旅客運賃、路程1キロメートルにつき市長が定める額又は実費額により支給する。</p> <p>6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</p> <p>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</p> <p>11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</p> <p><u>(旅行経路)</u></p> <p>第7条 旅費は_____</p> <p>_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p><u>(旅行日数)</u></p> <p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを</p>

改 正 案	改 正 前
(削除)	<u>1日とする。</u> <u>(区分計算)</u> <u>第9条 1日の旅行において旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。</u> <u>（年度の経過等による区分計算）</u>
(削除)	<u>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u>
(削除)	<u>（旅費の請求）</u> <u>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令職員」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかつたためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u>
2 略	<u>_____は、所定の請求書_____</u> <u>_____に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令職員」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額_____のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費_____の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給_____を受けることができない。</u>
3 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電子的方式（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報	2 略

改 正 案	改 正 前
<p><u>通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	
<p><u>4 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法によって行われたときは、支出命令職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	
<p><u>5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: right;">(鉄道賃)</p>	<p><u>3 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項 _____ 及び様式は、規則で定める。</u></p>
<p><u>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるもの）をいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p>	
<p>(1) <u>運賃</u> (2) <u>急行料金</u> (3) <u>寝台料金</u> (4) <u>座席指定料金</u> (5) <u>特別車両料金（市長及び副市長（以下「市長等」という。）に限る。）</u> (6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p>	
<p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	
<p><u>（船賃）</u> <u>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p>要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金（市長等に限る。） (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市長等が移動する場合 最上級の運賃の額 (2) 運賃の等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合 最下級の直近上位の級の運賃の額</p>	
	(追加)
	(航空賃)
<p>第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p>	
	(追加)
	(その他の交通費)
<p>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のた</p>	<p>第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>め特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>(4) 職員が通勤その他日常生活で使用する道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両で、旅行命令権者の承認を受けたものによる旅行の場合には、路程1キロメートルにつき市長が定める額(全路程を通算して計算するものとし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。)</p> <p>(5) 前4号に掲げる費用に付随する費用 (宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(1) 市長等 27,000円</p> <p>(2) 一般職の職員 19,000円</p>	<p>(1) 運賃の額は、別表第1の区分による運賃</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 市長及び副市長(以下「市長等」という。)が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p> <p>第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、別表第1の区分による運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(4) 市長等が第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に</p>

改 正 案	改 正 前
	<p><u>規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p>
<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p>	<p>2 <u>前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p>
<p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。</u></p>	<p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>
<p><u>2 宿泊手当の額は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額</u></p> <p>(2) <u>朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額</u></p>	<p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第15条 車賃の額は、次の各号に規定する額による。</u></p> <p>(1) <u>公共交通機関による旅行の場合には、旅客運賃</u></p>
<p><u>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、2,400円とする。ただし、この条例及びこの条例に基づく規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。</u></p> <p><u>4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず</u></p>	<p>(2) <u>職員が通勤その他日常生活で使用する道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両で、旅行命令権者の承認を受けたもの（以下「自家用車等」という。）による旅行の場合には、路程1キロメートルにつき市長が定める額</u></p> <p>(3) <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、前2号に定める車賃で旅行に要する車賃を支弁することができない場合には、実費額</u></p> <p>2 <u>前項第2号の車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により車賃を区分して計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>ず、宿泊手当は支給しない。</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。</u></p> <p><u>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p><u>(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p><u>(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u></p> <p><u>2 前項の算定に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が別に定めるものを除くものとする。</u></p> <p><u>3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</u></p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p><u>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p><u>(家族移転費)</u></p>	<p><u>(旅行雑費)</u></p> <p><u>第16条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 庁用車両又は自家用車等による旅行の場合の旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</u></p> <p><u>3 研修のために在勤地以外の同一地域に滞在する場合における当該地域に到着した日の翌日から帰庁のために出発する日の前日までの間の旅行雑費の額は、前2項の規定にかかわらず、1日につき第1項の定額の2分の1に相当する額による。ただし、滞在期間中に一時的に当該地域以外の地域へ旅行をする場合は、その旅行に要する期間について、1日につき同項の定額により支給する。</u></p> <p><u>4 前3項に規定する旅行雑費は、片道100キロメートル以上の旅行の場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第17条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(食卓料)</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日ににおいて同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(退職者等の旅費)</p>	<p><u>第18条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>
<p><u>第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。</u></p> <p>(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（市長又は副市長であった場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p>	<p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第19条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u></p> <p>(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</p> <p>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長するこ</p>

改 正 案	改 正 前
<p>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。</p> <p>(1) 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費 ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費 イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）</p> <p>2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p>	<p>とができる。</p> <p>(着後手当)</p> <p>第20条 着後手当の額は、別表第1の旅行雑費の額の5日分及び宿泊料の額の5夜分に相当する額による。</p>
	<p>(扶養親族移転料)</p> <p>第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額 ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額 イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p>

改 正 案	改 正 前
	<p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p>
(削除)	<p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。</p>
(削除)	<p>(3) 第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
(削除)	<p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子の赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。 <u>(在勤地内旅行の旅費)</u></p>
(削除)	<p>第22条 在勤地内旅行の旅費については、規則で定める旅費とする。 <u>(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)</u></p>
	<p>第23条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p>
	<p>(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第12条、第13条又は第15条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃 (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを</p>

改 正 案	改 正 前
	<p><u>得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p>(3) <u>赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第2の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(4) <u>市長等が特別区に旅行した場合には、滞在1日につき車賃1,000円（日帰りの場合は5割増）</u></p> <p><u>（退職者等の旅費）</u></p>
(削除)	<p><u>第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が出張中に退職等となった場合は、次に規定する旅費</u></p> <p>ア <u>退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>イ <u>退職等を知った日の翌日から1週間以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任中に退職等となった場合は、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費（この場合において、前号イ中「1週間以内」とあるのは、「3月以内」と読み替えるものとする。）</u></p> <p><u>（遺族の旅費）</u></p> <p><u>第25条 第3条第2項第2号の規定により</u></p>

改 正 案	改 正 前
	<p>支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受け順位は、第2条第1項第6号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p> <p>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p>
(削除)	(外国旅行の旅費)
<p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第21条 略</p> <p>(旅費の支給額の上限)</p>	
<p>第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p>	
<p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p>	<p>(追加)</p>
<p>(旅費の調整)</p> <p>第23条 旅行命令権者は、職員が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情に</p>	<p>(旅費の調整)</p> <p>第27条 旅行命令権者は、職員が公用の交通機関及び宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に</p>

改 正 案	改 正 前																																			
<p>より又は<u>旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 略 <u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u> (追加) (非常勤職員等の旅費)</p> <p><u>第25条 略 (規則への委任)</u></p> <p><u>第26条 略</u></p>	<p>より又は<u>当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 略</p>																																			
(削除)	<p>(非常勤職員等の旅費)</p> <p><u>第28条 略 (実施規定)</u></p> <p><u>第29条 略</u> 別表第1 (第12条、第13条、第16条、第17条、第18条、第20条関係)</p>																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">鉄道 賃</th> <th colspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">旅行雑 費 (1 日につ き)</th> <th rowspan="2">宿泊料 (1夜 につ き)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜 につ き)</th> </tr> <tr> <th>2階 級に 区分 する 場合</th> <th>3階 級に 区分 する 場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上級</td> <td>1,500 円</td> <td>14,800 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>副市 長</td> <td>普通 旅客 運賃</td> <td></td> <td></td> <td>1,300 円</td> <td>13,100 円</td> <td>2,600 円</td> </tr> <tr> <td>その 他の 職員</td> <td></td> <td>下級</td> <td>中級</td> <td>1,100 円</td> <td>10,900 円</td> <td>2,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第19条、第23条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>鉄道 50 キロメ ートル 未満</th> <th>鉄道 50 キロメ ートル 以上</th> <th>鉄道 100 キ ロメー トル以 上 300</th> <th>鉄道 300 キ ロメー トル以 上</th> </tr> </thead> </table>	区分	鉄道 賃	船賃		旅行雑 費 (1 日につ き)	宿泊料 (1夜 につ き)	食卓料 (1夜 につ き)	2階 級に 区分 する 場合	3階 級に 区分 する 場合	市長		上級		1,500 円	14,800 円	3,000 円	副市 長	普通 旅客 運賃			1,300 円	13,100 円	2,600 円	その 他の 職員		下級	中級	1,100 円	10,900 円	2,200 円	区分	鉄道 50 キロメ ートル 未満	鉄道 50 キロメ ートル 以上	鉄道 100 キ ロメー トル以 上 300	鉄道 300 キ ロメー トル以 上
区分	鉄道 賃			船賃					旅行雑 費 (1 日につ き)	宿泊料 (1夜 につ き)	食卓料 (1夜 につ き)																									
		2階 級に 区分 する 場合	3階 級に 区分 する 場合																																	
市長		上級		1,500 円	14,800 円	3,000 円																														
副市 長	普通 旅客 運賃			1,300 円	13,100 円	2,600 円																														
その 他の 職員		下級	中級	1,100 円	10,900 円	2,200 円																														
区分	鉄道 50 キロメ ートル 未満	鉄道 50 キロメ ートル 以上	鉄道 100 キ ロメー トル以 上 300	鉄道 300 キ ロメー トル以 上																																

改 �正 案	改 正 前				
		ロメー トル未 満	キロメ ートル 未満		
市長 副市長	85,000 円	98,000 円	120,000 円	148,000 円	
一般職 の職員	72,000 円	83,000 円	102,000 円	126,000 円	
備考 路程の計算については、水路及び陸 路4分の1キロメートルをもって鉄道1 キロメートルとみなす。					
(削除)					

(2) 附則第7項の規定による上越市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 証人等が市外に住所又は居所を有する場合は、前項本文に規定する額のほか、これに要した鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費</u>を支給するものとし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和46年上越市条例第31号）に規定する一般職の職員の例による。</p> <p>3 略</p>	<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 証人等が市外に住所又は居所を有する場合は、前項本文に規定する額のほか、これに要した鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃及び宿泊料</u>を支給するものとし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和46年上越市条例第31号）に規定する一般職の職員の例による。</p> <p>3 略</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第116号～議案第118号
提出課	人事課

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合をそれぞれ引き上げるもの

2 改正内容

(1) 議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条、特別職の職員の給与に関する条例第4条、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第4条関係)

区分	改正前	改正後			年間比較
	令和7年度	令和7年度		令和8年度以後	
	6・12月期	6月期	12月期	6・12月期	
期末手当	172.5/100	172.5/100	177.5/100	175/100	5/100

<参考>改定に伴う年間の期末手当支給額の比較 (単位：円)

区分	改定前	改定後	年間比較
議長	2,198,340	2,230,200	31,860
副議長	1,944,972	1,973,160	28,188
議員	1,830,294	1,856,820	26,526
市長	4,012,488	4,070,640	58,152
副市長	3,027,996	3,071,880	43,884
教育長	2,618,964	2,656,920	37,956

(2) (1)の改正のうち令和7年12月期における期末手当の支給割合の改正を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととする。(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例附則第3項、特別職の職員の給与に関する条例附則第3項、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例附則第3項関係)

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

(1) 令和7年12月期における期末手当の支給割合の改正及び(2)の規定 規則で定める日 (令和7年4月1日から適用)

(2) 令和8年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和8年4月1日

4 新旧対照表

(1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u> <u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

イ 第2条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u> <u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、 期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u> <u>においては100分の172.5、12</u> <u>月に支給する場合においては100分の</u> <u>177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、 期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u> <u>_____</u> <u>_____</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

イ 第2条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、 期末手当基礎額に<u>100分の175</u> <u>_____</u> <u>_____</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、 期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u> <u>においては100分の172.5、12</u> <u>月に支給する場合においては100分の</u> <u>177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の</u> <u>177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u> <u>_____</u> <u>_____</u>を乗じて得た額に、基準日以</p>

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
<p>前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 2 略</p>	<p>前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 2 略</p>

イ 第2条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 2 略</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第119号
提出課	人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の職員に適用される給料表の給料月額を平均で約2.8%引き上げるほか、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 医師及び歯科医師の初任給調整手当の月額の上限を「41万6,600円」から「41万7,600円」に改める。(第10条の2関係)
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員の通勤手当の月額の上限を「5万5,000円」から「5万9,000円」に改める。(第13条関係)
- (3) 宿日直手当の支給額の限度額を勤務の区分ごとに300円から1,500円引き上げる。(第15条関係)
- (4) 令和7年12月期及び令和8年6月期以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を次の表のとおり改める。(第22条、第23条、第29条、第30条関係)

区分	改正前		改正後		年間比較	
	令和7年度	令和7年度	令和8年度以降	令和8年度以降		
	6・12月期	6月期	12月期	6・12月期		
下記以外の職員	期末手当	125/100 (105/100)	125/100 (105/100)	127.5/100 (107.5/100)	126.25/100 (106.25/100)	2.5/100
	勤勉手当	105/100 (125/100)	105/100 (125/100)	107.5/100 (127.5/100)	106.25/100 (126.25/100)	2.5/100
定年前再任用短時間勤務職員等	期末手当	68.75/100 (58.75/100)	68.75/100 (58.75/100)	71.25/100 (61.25/100)	70/100 (60/100)	2.5/100
	勤勉手当	51.25/100 (61.25/100)	51.25/100 (61.25/100)	53.75/100 (63.75/100)	52.5/100 (62.5/100)	2.5/100
会計年度任用職員	期末手当	125/100	125/100	125/100	126.25/100	2.5/100
	勤勉手当	51.25/100	51.25/100	51.25/100	52.5/100	2.5/100

※ () 内の割合は、部長級職員に対する支給割合

- (5) 一般行政職給料表、技能労務職給料表及び医療職給料表の給料月額を改定し、平均で約2.8%引き上げる。(別表第1-別表第3関係)
- (6) (1)、(2)、(3)、(4)(令和7年度に係る部分に限る。)及び(5)の改正は、令和7年4月1日から適用することとする。(附則第2項関係)
- (7) (1)、(2)、(3)、(4)(令和7年度に係る部分に限る。)及び(5)の改正を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすこととする。(附則第3項関係)
- (8) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、会計年度任用職員に対する給料月額の支給は、それぞれ改正前の別表第1から別表第3までの給料

表を適用する。（附則第4項関係）

《参考》 給与改定の主な内容

○給料表の改定

初任給を始め若年層に重点を置き、一般行政職、技能労務職及び医療職の給料表の給料月額を平均で約2.8%引上げ

- ・初任給の給料月額を引上げ（大学卒10,979円、高校卒11,418円の増）

○期末・勤勉手当の支給割合の改定

- ・正規職員 年間で0.05月分引上げ（4.60月分→4.65月分）

- ・会計年度任用職員 年間で0.05月分引上げ（3.525月分→3.575月分）

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 2(1)、(2)、(3)、(4)（令和7年度に係る部分に限る。）及び(5)の改正並びに2(6)、
(7)及び(8)の規定 規則で定める日
(2) 2(4)（令和8年度以降に係る部分に限る。） 令和8年4月1日

4 一般職の職員の給与に関する条例改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
（初任給調整手当）	（初任給調整手当）
第10条の2 医療職給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額 <u>41万7,600円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	第10条の2 医療職給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額 <u>41万6,600円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
2 略	2 略
（通勤手当）	（通勤手当）
第13条 略	第13条 略
2 略	2 略
(1) 略	(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、 <u>5万9,000円</u> を超えない範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>5万5,000円</u> を超えない範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
(3) 略	(3) 略
3～10 略	3～10 略

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
(宿日直手当)	(宿日直手当)
<p>第15条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>（規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>7,700円</u>）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、<u>7,050円</u>（規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、<u>1万1,550円</u>）を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>	<p>第15条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>7,400円</u>）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、<u>6,600円</u>（規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、<u>1万1,100円</u>）を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>
<p>2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず、その勤務に対して、<u>2万3,500円</u>を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p>	<p>2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず、その勤務に対して、<u>2万2,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第22条 略</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u></p> <p><u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>）</u></p> <p><u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>）</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の68.75」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の105」とあるのは「100分の</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の68.75」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の105」とあるのは「100分の</p>

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
<p><u>71. 25</u>と、「100分の105」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の53.75</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の63.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p><u>58.75</u></p> <p>_____</p> <p>_____」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の105（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）_____</p> <p>_____</p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に_____100分の51.25（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）_____</p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p>
別表第1から別表第3まで 別掲のとおり	別表第1から別表第3まで 別掲のとおり

(2) 第2条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100</u></p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p style="text-align: center;">(一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の106.25</u></p>	<p style="text-align: center;">分の125、12月に支給する場合においては<u>100分の127.5</u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p>
<p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u></p>	<p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u></p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の51.25</u></p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(特定幹部職員にあっては、 <u>100分の62.5</u> _____ _____) を 乗じて得た額の総額	(特定幹部職員にあっては、 <u>100分の61.25</u> ）、12月に支給する場合は <u>100分の53.75</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の63.75</u> ）を 乗じて得た額の総額
3～5 略 (会計年度任用職員の期末手当)	3～5 略 (会計年度任用職員の期末手当)
第29条 略	第29条 略
2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3～5 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)	3～5 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)
第30条 略	第30条 略
2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3及び4 略	3及び4 略

(別掲)

第1条の規定による改正案

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	

第1条の規定による改正案

		35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
		36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
		37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
		38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
		39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
		40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
		41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
		42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
		43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
		44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
		45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
		46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
		47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
		48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
		49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
		50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
		51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
		52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
		53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
		54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
		55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
		56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
		57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
		58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
		59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
		60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
		61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
		62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
		63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
		64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
		65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
		66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
		67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
		68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
		69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
		70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
		71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
		72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
		73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
		74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
		75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
		76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
		77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
		78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					

第1条の規定による改正案

		79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
		80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
		81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
		82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
		83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
		84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
		85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
		86	266,200	305,800	355,700	397,000					
		87	266,500	306,100	356,100	397,400					
		88	266,800	306,400	356,500	397,800					
		89	267,100	306,700	356,700	398,100					
		90	267,400	307,000	357,100	398,600					
		91	267,700	307,300	357,500	399,000					
		92	268,000	307,600	357,900	399,400					
		93	268,300	307,800	358,100	399,700					
		94		308,000	358,400						
		95		308,300	358,800						
		96		308,700	359,100						
		97		308,900	359,400						
		98		309,200	359,800						
		99		309,500	360,200						
		100		309,900	360,600						
		101		310,100	361,100						
		102		310,400	361,500						
		103		310,700	361,900						
		104		311,000	362,300						
		105		311,200	362,800						
		106		311,500	363,200						
		107		311,800	363,500						
		108		312,100	363,800						
		109		312,300	364,200						
		110		312,600							
		111		313,000							
		112		313,300							
		113		313,500							
		114		313,700							
		115		314,000							
		116		314,400							
		117		314,600							
		118		314,800							
		119		315,100							
		120		315,400							
		121		315,700							
		122		315,900							

第1条の規定による改正案

		123		316, 200							
		124		316, 500							
		125		316, 800							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給料 月額	基準給 料月額		
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200		

備考

- 1 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第2（第3条関係）

技能労務職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年		円	円	円	円	円
前 再	1	198, 200	240, 400	260, 400	291, 600	319, 000
任 用	2	199, 900	241, 200	261, 300	292, 300	320, 300
短 時	3	201, 600	242, 000	262, 200	293, 000	321, 600
間 勤	4	203, 300	242, 700	263, 100	293, 500	322, 800
務 職	5	205, 000	243, 400	264, 100	294, 100	323, 700
員 等	6	206, 700	244, 100	265, 000	294, 700	324, 900
以 外	7	208, 300	244, 900	266, 000	295, 300	326, 100
の 職	8	209, 900	245, 600	266, 900	295, 800	327, 200
員	9	211, 500	246, 400	267, 800	296, 300	328, 200
	10	213, 000	247, 100	268, 600	296, 900	329, 200
	11	214, 500	247, 800	269, 300	297, 500	330, 300
	12	215, 900	248, 400	269, 700	297, 900	331, 400
	13	217, 300	249, 100	270, 300	298, 300	332, 400
	14	218, 800	249, 500	270, 700	298, 800	333, 400
	15	220, 300	250, 000	271, 100	299, 200	334, 500
	16	221, 800	250, 400	271, 500	299, 500	335, 600
	17	223, 200	250, 900	271, 900	299, 900	336, 600
	18	224, 600	251, 300	272, 400	300, 300	337, 700

第1条の規定による改正案

		19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800	
		20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800	
		21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800	
		22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800	
		23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700	
		24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700	
		25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700	
		26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600	
		27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600	
		28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600	
		29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600	
		30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600	
		31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600	
		32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500	
		33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400	
		34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300	
		35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100	
		36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000	
		37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900	
		38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900	
		39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900	
		40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800	
		41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700	
		42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600	
		43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500	
		44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300	
		45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100	
		46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900	
		47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700	
		48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400	
		49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100	
		50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900	
		51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700	
		52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300	
		53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000	
		54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600	
		55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300	
		56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000	
		57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600	
		58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100	
		59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600	
		60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100	
		61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500	
		62	250,100	268,100	296,900	322,900		

第1条の規定による改正案

		63	250,400	268,400	297,500	323,500		
		64	250,600	268,700	298,000	324,100		
		65	250,800	268,900	298,500	324,700		
		66	251,100	269,200	299,000	325,100		
		67	251,400	269,500	299,500	325,500		
		68	251,600	269,700	300,000	326,000		
		69	251,800	269,900	300,400	326,300		
		70	252,100	270,200	300,800	326,800		
		71	252,400	270,500	301,200	327,300		
		72	252,600	270,700	301,600	327,700		
		73	252,800	270,900	302,000	327,900		
		74	253,100	271,200	302,300	328,200		
		75	253,400	271,500	302,700	328,400		
		76	253,600	271,700	303,100	328,700		
		77	253,800	271,900	303,500	329,000		
		78	254,100	272,200	303,900	329,300		
		79	254,400	272,500	304,300	329,600		
		80	254,600	272,700	304,700	329,800		
		81	254,800	272,900	305,000	330,000		
		82	255,100	273,200	305,500	330,300		
		83	255,300	273,500	305,900	330,600		
		84	255,600	273,700	306,400	330,800		
		85	255,800	273,900	306,700	331,000		
		86	256,000	274,100	307,200	331,200		
		87	256,300	274,400	307,700	331,500		
		88	256,600	274,700	308,000	331,800		
		89	256,800	274,900	308,400	332,000		
		90	257,100	275,100	308,900	332,300		
		91	257,400	275,400	309,400	332,600		
		92	257,600	275,600	309,900	332,800		
		93	257,800	275,900	310,200	333,000		
		94	258,100	276,200	310,600	333,300		
		95	258,400	276,500	311,000	333,600		
		96	258,600	276,700	311,500	333,800		
		97	258,800	276,900	311,900	334,000		
		98	259,100	277,200	312,300			
		99	259,400	277,400	312,600			
		100	259,600	277,700	312,900			
		101	259,800	277,900	313,200			
		102	260,100	278,100	313,600			
		103	260,400	278,400	313,900			
		104	260,600	278,700	314,300			
		105	260,800	278,900	314,600			
		106		279,100	315,000			

第1条の規定による改正案

		107	279,400	315,400					
		108	279,600	315,600					
		109	279,900	315,800					
		110	280,200	316,100					
		111	280,500	316,400					
		112	280,700	316,600					
		113	280,900	316,800					
		114	281,200	317,100					
		115	281,400	317,400					
		116	281,600	317,600					
		117	281,900	317,800					
		118	282,200	318,100					
		119	282,500	318,400					
		120	282,700	318,600					
		121	282,900	318,800					
		122	283,100	319,100					
		123	283,400	319,400					
		124	283,700	319,600					
		125	283,900	319,800					
		126	284,100	320,100					
		127	284,400	320,400					
		128	284,700	320,600					
		129	284,900	320,800					
		130	285,100						
		131	285,400						
		132	285,700						
		133	285,900						
		134	286,100						
		135	286,400						
		136	286,700						
		137	286,900						
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200			
備考									
<p>1 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。</p> <p>2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の</p>									

第1条の規定による改正案

99. 56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
前再	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
任用	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
短時	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
間勤	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
務職	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
員等	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
以外の職員	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		

第1条の規定による改正案

		36	401, 100	471, 800	530, 400			
		37	402, 500	473, 200	531, 400			
		38	403, 900	474, 900	532, 700			
		39	405, 300	476, 500	534, 000			
		40	406, 700	478, 000	535, 300			
		41	408, 200	479, 600	536, 300			
		42	408, 900	480, 800	537, 100			
		43	409, 500	481, 900	537, 900			
		44	410, 100	483, 000	538, 700			
		45	410, 900	484, 000	539, 600			
		46	411, 500	484, 900	540, 400			
		47	412, 100	485, 800	541, 200			
		48	412, 600	486, 600	541, 900			
		49	413, 100	487, 300	542, 700			
		50	413, 500	488, 000	543, 500			
		51	414, 000	488, 700	544, 200			
		52	414, 400	489, 300	545, 100			
		53	414, 800	489, 900	546, 000			
		54	415, 100	490, 600	546, 800			
		55	415, 400	491, 200	547, 700			
		56	415, 800	491, 800	548, 600			
		57	416, 100	492, 100	549, 400			
		58	416, 500	492, 700	550, 200			
		59	416, 800	493, 300	551, 000			
		60	417, 200	494, 000	551, 700			
		61	417, 600	494, 400	552, 500			
		62	417, 900	495, 000	553, 400			
		63	418, 200	495, 700	554, 300			
		64	418, 500	496, 400	555, 200			
		65	418, 800	496, 800	556, 000			
		66		497, 400	556, 900			
		67		498, 000	557, 800			
		68		498, 500	558, 700			
		69		499, 000	559, 500			
		70		499, 500	560, 400			
		71		500, 000	561, 300			
		72		500, 500	562, 200			
		73		500, 900	563, 000			
		74		501, 400				
		75		501, 800				
		76		502, 200				
		77		502, 700				
		78		503, 300				
		79		503, 800				

第1条の規定による改正案

		80		504, 200				
		81		504, 700				
		82		505, 300				
		83		505, 900				
		84		506, 400				
		85		506, 900				
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		
		312, 900	356, 500	412, 800	488, 500	590, 500		
備考								
<p>1 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。</p> <p>2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。</p>								

第1条の規定による改正前

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年以前再任用短時間勤務職員等以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	

第1条の規定による改正前

		36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
		37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
		38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
		39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
		48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
		49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
		50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
		51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
		52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
		53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
		54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
		55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
		56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
		59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
		60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
		61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
		62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
		63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
		64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
		65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
		66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
		67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
		68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
		69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
		70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
		71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
		72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
		73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
		74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
		75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
		76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
		78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
		79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				

第1条の規定による改正前

		80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
		81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
		82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
		83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
		84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
		85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
		86	256,000	297,100	346,000	386,600					
		87	256,300	297,400	346,400	387,000					
		88	256,600	297,700	346,800	387,400					
		89	256,900	298,000	347,000	387,700					
		90	257,200	298,300	347,400	388,200					
		91	257,500	298,600	347,800	388,600					
		92	257,800	299,000	348,200	389,000					
		93	258,100	299,200	348,400	389,300					
		94		299,400	348,800						
		95		299,700	349,200						
		96		300,100	349,500						
		97		300,300	349,800						
		98		300,600	350,200						
		99		301,000	350,600						
		100		301,400	351,000						
		101		301,600	351,500						
		102		301,900	351,900						
		103		302,200	352,300						
		104		302,500	352,700						
		105		302,700	353,200						
		106		303,000	353,600						
		107		303,300	353,900						
		108		303,600	354,200						
		109		303,800	354,700						
		110		304,200							
		111		304,600							
		112		304,900							
		113		305,100							
		114		305,300							
		115		305,600							
		116		306,000							
		117		306,200							
		118		306,400							
		119		306,700							
		120		307,000							
		121		307,400							
		122		307,600							
		123		307,900							

第1条の規定による改正前

		124 125		308,200 308,500							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200		

備考 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
前	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
再	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
任	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
用	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
短	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
時	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
間	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
勤	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
務	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
職	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
員	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
等	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
以	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
外	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
の	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
職	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
員	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400

第1条の規定による改正前

		25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400	
		26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300	
		27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400	
		28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400	
		29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400	
		30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400	
		31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400	
		32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300	
		33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200	
		34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100	
		35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000	
		36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900	
		37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800	
		38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800	
		39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800	
		40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700	
		41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600	
		42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500	
		43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400	
		44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200	
		45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000	
		46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800	
		47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600	
		48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300	
		49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000	
		50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800	
		51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600	
		52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200	
		53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900	
		54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500	
		55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200	
		56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900	
		57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500	
		58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000	
		59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500	
		60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000	
		61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400	
		62	240,200	259,100	287,600	313,800		
		63	240,500	259,500	288,200	314,400		
		64	240,700	259,800	288,800	315,000		
		65	240,900	260,100	289,300	315,600		
		66	241,200	260,400	289,800	316,000		
		67	241,500	260,700	290,300	316,500		
		68	241,700	260,900	290,800	317,000		

第1条の規定による改正前

		69	241,900	261,100	291,300	317,300		
		70	242,200	261,400	291,800	317,800		
		71	242,500	261,700	292,200	318,300		
		72	242,700	261,900	292,600	318,700		
		73	242,900	262,100	293,000	318,900		
		74	243,200	262,400	293,400	319,200		
		75	243,500	262,700	293,800	319,400		
		76	243,700	262,900	294,200	319,700		
		77	243,900	263,100	294,600	320,000		
		78	244,200	263,400	295,000	320,300		
		79	244,500	263,700	295,400	320,600		
		80	244,700	263,900	295,900	320,800		
		81	244,900	264,100	296,200	321,000		
		82	245,200	264,400	296,700	321,300		
		83	245,400	264,700	297,200	321,600		
		84	245,700	264,900	297,700	321,800		
		85	245,900	265,100	298,000	322,000		
		86	246,100	265,300	298,500	322,300		
		87	246,400	265,600	299,000	322,600		
		88	246,700	265,900	299,300	322,900		
		89	246,900	266,100	299,700	323,100		
		90	247,200	266,300	300,200	323,400		
		91	247,500	266,600	300,700	323,700		
		92	247,700	266,800	301,200	323,900		
		93	247,900	267,100	301,500	324,100		
		94	248,200	267,400	301,900	324,400		
		95	248,500	267,700	302,400	324,700		
		96	248,700	267,900	302,900	324,900		
		97	248,900	268,100	303,300	325,100		
		98	249,200	268,400	303,700			
		99	249,500	268,600	304,000			
		100	249,700	268,900	304,300			
		101	249,900	269,100	304,600			
		102	250,200	269,300	305,000			
		103	250,500	269,600	305,300			
		104	250,700	269,900	305,700			
		105	250,900	270,100	306,000			
		106		270,300	306,400			
		107		270,600	306,800			
		108		270,800	307,100			
		109		271,100	307,300			
		110		271,400	307,600			
		111		271,700	307,900			
		112		271,900	308,100			

第1条の規定による改正前

		113		272,100	308,300				
		114		272,400	308,600				
		115		272,600	308,900				
		116		272,800	309,100				
		117		273,100	309,300				
		118		273,400	309,600				
		119		273,700	309,900				
		120		273,900	310,100				
		121		274,100	310,300				
		122		274,300	310,600				
		123		274,600	310,900				
		124		274,900	311,100				
		125		275,100	311,300				
		126		275,300	311,600				
		127		275,600	311,900				
		128		275,900	312,100				
		129		276,100	312,300				
		130		276,300					
		131		276,600					
		132		276,900					
		133		277,100					
		134		277,300					
		135		277,600					
		136		277,900					
		137		278,100					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額			
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800			

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	円	円	円	円	円
前	2	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
再	3	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
任	4	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
		298,200	408,100	460,900	566,100	611,900

第1条の規定による改正前

	用	5	300, 300	410, 500	462, 300	570, 500	615, 900	
	短	6	303, 800	412, 700	464, 100	574, 800	619, 400	
	時	7	307, 300	414, 800	465, 900	578, 400	622, 400	
	間	8	310, 700	416, 900	467, 700	581, 400	625, 200	
	勤	9	314, 100	419, 000	469, 500	583, 900		
	務	10	317, 600	420, 500	471, 300	586, 200		
	職	11	321, 000	422, 000	473, 100			
	員	12	324, 400	423, 500	474, 900			
	等	13	327, 800	424, 900	476, 700			
	以	14	331, 300	426, 400	478, 500			
	外	15	334, 700	427, 900	480, 300			
	の	16	338, 100	429, 300	482, 100			
	職	17	341, 500	430, 700	483, 900			
	員	18	344, 600	432, 200	485, 800			
		19	347, 700	433, 700	487, 700			
		20	350, 800	435, 100	489, 600			
		21	354, 000	436, 500	491, 500			
		22	357, 100	438, 000	493, 200			
		23	360, 200	439, 500	495, 000			
		24	363, 200	440, 900	496, 800			
		25	366, 200	442, 300	498, 400			
		26	368, 500	443, 700	500, 200			
		27	370, 800	445, 100	502, 000			
		28	373, 000	446, 500	503, 600			
		29	374, 900	447, 900	505, 000			
		30	376, 600	449, 300	506, 700			
		31	378, 300	450, 700	508, 500			
		32	380, 100	452, 100	510, 200			
		33	381, 900	453, 500	511, 700			
		34	383, 700	454, 900	513, 000			
		35	385, 300	456, 300	514, 300			
		36	386, 700	457, 700	515, 600			
		37	388, 100	459, 100	516, 600			
		38	389, 600	460, 800	517, 900			
		39	391, 100	462, 400	519, 200			
		40	392, 600	464, 000	520, 500			
		41	394, 100	465, 600	521, 500			
		42	394, 800	466, 800	522, 300			
		43	395, 400	468, 000	523, 100			
		44	396, 100	469, 100	523, 900			
		45	397, 000	470, 100	524, 800			
		46	397, 600	471, 100	525, 600			
		47	398, 200	472, 000	526, 400			
		48	398, 800	472, 800	527, 100			

第1条の規定による改正前

		49	399,400	473,500	527,900			
		50	399,900	474,200	528,700			
		51	400,400	474,900	529,400			
		52	400,900	475,500	530,300			
		53	401,400	476,200	531,200			
		54	401,800	476,900	532,000			
		55	402,200	477,500	532,900			
		56	402,600	478,100	533,800			
		57	403,000	478,400	534,600			
		58	403,400	479,000	535,500			
		59	403,800	479,700	536,400			
		60	404,200	480,400	537,100			
		61	404,600	480,800	537,900			
		62	405,000	481,400	538,800			
		63	405,400	482,100	539,700			
		64	405,800	482,800	540,600			
		65	406,100	483,200	541,400			
		66		483,800	542,300			
		67		484,400	543,200			
		68		484,900	544,100			
		69		485,400	544,900			
		70		485,900	545,800			
		71		486,400	546,700			
		72		486,900	547,600			
		73		487,300	548,400			
		74		487,800				
		75		488,200				
		76		488,700				
		77		489,200				
		78		489,800				
		79		490,400				
		80		490,800				
		81		491,300				
		82		491,900				
		83		492,500				
		84		493,000				
		85		493,500				
定年前再任用短時間勤務職員等			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
			301,700	344,400	399,500	473,300	573,800	
備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に								

第1条の規定による改正前

適用する。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第152号
提出課	総務課

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

1 変更理由

令和8年4月1日から、新潟県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部について、村上市及び南魚沼市が脱退するもの

2 変更内容

新潟県市町村総合事務組合が共同処理する職員の採用試験及び昇任試験に係る事務から村上市及び南魚沼市を削る。（別表第2関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新潟県市町村総合事務組合規約変更案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変更案	変更前																
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>共同処理する事務</td><td>組合市町村等</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>4 地方公務員法 第17条の2第 2項に規定する 職員の採用試験 及び同法第21 条の4第1項に 規定する昇任試 験のうち組合市 町村等の任命権 者の指定したも の</td><td>阿賀野 市、魚沼市 _____ ____、胎内市、 (略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	(略)		4 地方公務員法 第17条の2第 2項に規定する 職員の採用試験 及び同法第21 条の4第1項に 規定する昇任試 験のうち組合市 町村等の任命権 者の指定したも の	阿賀野 市、魚沼市 _____ ____、胎内市、 (略)	(略)		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>共同処理する事務</td><td>組合市町村等</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>4 地方公務員法 第17条の2第 2項に規定する 職員の採用試験 及び同法第21 条の4第1項に 規定する昇任試 験のうち組合市 町村等の任命権 者の指定したも の</td><td>村上市、阿賀野 市、魚沼市、南魚 沼市、胎内市、 (略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	(略)		4 地方公務員法 第17条の2第 2項に規定する 職員の採用試験 及び同法第21 条の4第1項に 規定する昇任試 験のうち組合市 町村等の任命権 者の指定したも の	村上市、阿賀野 市、魚沼市、南魚 沼市、胎内市、 (略)	(略)	
共同処理する事務	組合市町村等																
(略)																	
4 地方公務員法 第17条の2第 2項に規定する 職員の採用試験 及び同法第21 条の4第1項に 規定する昇任試 験のうち組合市 町村等の任命権 者の指定したも の	阿賀野 市、魚沼市 _____ ____、胎内市、 (略)																
(略)																	
共同処理する事務	組合市町村等																
(略)																	
4 地方公務員法 第17条の2第 2項に規定する 職員の採用試験 及び同法第21 条の4第1項に 規定する昇任試 験のうち組合市 町村等の任命権 者の指定したも の	村上市、阿賀野 市、魚沼市、南魚 沼市、胎内市、 (略)																
(略)																	